

生ごみ処理等に関する Q&A

Q:世帯主ではありませんが、生ごみ処理機を購入しました。補助金の対象になりますか？

A:住民票上の世帯主の名前で申請を行うことで補助金の対象となります。その場合は、領収書のお名前は世帯主でなくてもかまいません。

Q:補助対象金額は、消費税込みですか？また、振込手数料、送料、設置費用などは対象となりますか？

A:処理機等の本体の消費税込みの金額が補助の対象となります。質問のような諸経費は対象外となります。

Q:補助金の予算がなくなるか心配ですが、補助金の予約はできますか？

A:補助金は申請を受け付けた順に交付決定を行います(書類の不備がある場合を除く。)ので、予約はできません。予算の残りが少なくなった場合は、ホームページでお知らせする予定ですが、心配な場合はお問い合わせください。

Q:すでに購入していますが、いつ以降に購入した生ごみ処理機等が補助金の対象となりますか？

A:令和6年度からの事業のため、令和6年4月1日以降に購入したものが対象となります。令和6年3月31日以前に購入したものは対象外です。

Q:いつまでに申請をしたらいいですか？

A:当該年度の、3月31日までとなります。そのため、3月31日に購入した場合は、その日に申請が必要です。

Q:来年度以降に生ごみ処理機を購入しようと思いますが、いつまで補助金はありますか？

A:現在補助金をいつ止めるかという予定はありませんが、来年度以降は予算が確保できれば補助を行います。

Q:生ごみ堆肥化基材とは具体的にどのようなものが該当しますか。

A:生ごみとともに投入し、発酵・分解を促進し堆肥化するもので、具体的には、ピートモス、腐葉土、籾殻くん炭、竹パウダー、ココピート、ミミズなどが該当します。

生ごみ処理等に関する Q&A

Q: 基材の購入金額が1個で 270 円ですが、補助金の対象となりますか？また、複数購入した場合はどうなりますか？

A: 基材を1個のみ購入した場合は、 $270 \text{ 円} \times 1/3 = 90 \text{ 円}$ となり、100 円未満の端数を切り捨てますので補助金の対象になりません。ただし、複数購入した場合は対象となります。

Q: 生ごみ処理機をネット通販で購入しましたが、付属の保証書に販売店等の記載がありません。補助金の対象となりますか？

A: 保証書の写しとともに、購入時の記録が分かるウェブページ等を印刷したものを添付してください。その際は、購入者の氏名、購入金額、製品の型番、購入店舗名等がはっきりと分かる必要があります。不明な部分がある場合は、購入店舗に相談のうえ保証書に記載をしてもらう必要があります。

Q: 未使用品と表示されていた生ごみ処理機を個人売買で購入しましたが、補助金の対象となりますか？

A: 個人売買では機器の使用状況を確認できないため、補助金の対象なりません。

Q: 生ごみ堆肥化容器を親子で一台ずつ購入しました。補助金はそれぞれもらえますか？

A: 補助金の交付を受けることができるのは、世帯主の方のみで1台のみとなりますので、住民票上で同一世帯である場合は一台のみが補助金の対象となります。

Q: 生ごみ堆肥化容器の補助金を受けたことがありますが、生ごみ処理機も購入したいと思いますが補助金の対象となりますか？

A: それぞれで1台ずつという制限のため、補助金の対象となります。

Q: 生ごみ堆肥化基材の補助を 1,000 円分受けたことがありますが、上限額との差額の 1,000 円分を 2 度目の補助金で受けられますか？

A: 1 回が限度となりますので、補助金の上限に達しない補助金を受けたとしても、差額の補助金は受けられません。

生ごみ処理等に関する Q&A

Q:補助金を受けられる要件に「市が実施する調査に協力することができる者であること」とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか？

A:補助金の効果を調査するために、どれくらいの生ごみの減量化を実際に行ったのかや、取組みに関するアンケートなどを実施予定です。

Q:補助金を受けたにもかかわらず、生ごみ処理が出来なくなった場合(病気や怪我、もしくは引っ越し等の家庭環境の変化)は補助金の返還は必要ですか？

A:長期間に渡って使用する意思がある場合に補助金を交付しますが、質問のようなやむを得ない場合は返還の必要はありません。

Q:補助金の返還を求められる場合はどのような場合でしょうか？

A:購入した処理機等をすぐに転売するなど、生ごみの減量化に取り組む意思が無かったことが明らかとなった場合は補助金の返還を求めます。

Q:購入した生ごみ処理機が2年で故障してしまいましたが、補助金の返還が必要ですか？また、新たな生ごみ処理機を購入すれば補助金の対象となりますか？

A:故意に壊したものでなければ補助金の返還の必要はありません。また、次の補助金を受けるには5年度以上間を空けていただく必要があります。

Q:補助を受けた生ごみ処理機を買い替えた場合は補助金は受けられませんか？

A:5年度経過後は補助が受けられます。例として、令和6年7月1日に購入した生ごみ処理機に補助を受けた場合は、5年度経過後の令和12年4月1日以降に購入した場合に再度補助対象となります。